

福井労働局労働基準部賃金室 室 長 小 山 幹 夫 賃金指導官 小 池 敏 一 当 電話 0776-22-2691 FAX 0776-21-6646

福井県最低賃金時間額701円を答申 一現行690円を11円引上げ一

福井地方最低賃金審議会(会長野村直之)は、本年7月8日、福井労働局長(谷藤仁)から「福井県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、福井県最低賃金専門部会を設けて慎重に審議を重ねてきた結果、8月19日、福井労働局長に対して答申を行った。内容は、現行の福井県最低賃金時間額を11円引き上げ、1時間701円に改正するよう答申されたものである。

これを受けて、福井労働局長は同審議会の答申を公示し、改正決定の所要手続きに入った。(なお、新しい福井県最低賃金は本年10月中旬から適用される予定である。)

参 考 福井県最低賃金の推移

単位 (円)、(%)

	20年	21年	22年	23年	24年	25年
時間額	670	671	683	684	690	701
引上額	11	1	12	1	6	11
引上率	1. 67	0. 15	1. 79	0. 15	0. 88	1. 59
中賃目安額	10	_	10	1	4	10

[※] 中賃目安額とは、中央最低賃金審議会からの答申による目安引上額である。